二　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
三　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
五　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
六　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

○総務省告示第四百五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十一条第四十項の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を次のように定め、平成二十三年八月三十一日から適用する。

平成二十三年八月三十日

総務大臣　片山　善博

（総務大臣の行う証明に係る申請）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第三十三項に規定する設備について、地方税法施行令附則第十一条第四十項の規定による総務大臣の証明を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、様式第一の証明申請書に様式第二の書類並びに別表第一及び別表第二に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（証明書の交付）

第二条　総務大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があった場合において、当該申請に係る設備が電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「法」という。）第二条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）のうち地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）附則第六条第五十四項で定めるものであって、法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設したものが、平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件。以下「手続告示」という。）第一項第一号ロ⑵及び⑶に掲げる要件（施行規則附則第六条第五十四項第二号に掲げる加入者系光ファイバケーブルにあっては、手続告示第一項第一号ロ⑵に掲げる要件に限る。）を満たすものであると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、当該申請に係る証明書として申請者に交付するものとする。

（証明書の記載事項の変更に係る申請）

第三条　前条の証明書の交付を受けた法人は、証明書及び申請添付書類に記載された事項を変更したときは、様式第三の変更証明申請書に当該変更に係る申請添付書類を添えて、総務大臣の証明を受けなければならない。

2　前条の規定は、前項の変更に係る証明書の交付に準用する。

（証明の取消し）

第四条　総務大臣は、第二条（前条第二項において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、証明を取り消すものとする。

一　第一条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二　前条の申請を怠ったとき又は同条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2　前項の規定により証明の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る証明書の交付を受けた法人は、当該証明書を直ちに総務大臣に返還しなければならない。

様式第一（地方税法施行令附則第11条第40項の規定による証明申請書）

地方税法施行令附則第11条第40項の規定による証明申請書

（総務大臣）　殿

申請年月日　　年　月　日

住所（ふりがな）

申請者名（ふりがな）（名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（連絡先　電話番号：　　担当者：　　）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って新設したもので地方税法施行規則附則第６条第54項に規定する電気通信設備に該当することについて証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1　電気通信基盤充実臨時措置法第４条第１項の認定年月日及び認定番号

（同法第５条第１項の変更認定を受けた場合は、変更認定年月日及び変更認定番号も併せて記載する。）

認定年月日：　　年　月　日

認定番号　：　　号

（変更認定年月日：　　年　月　日）

（変更認定番号　：　　号）

2　添付書類

(1)　平成23年総務省告示第　　号様式第２

(2)　平成23年総務省告示第　　号別表第１に掲げる書類

(3)　平成23年総務省告示第　　号別表第２に掲げる書類

本申請に係る様式第２の電気通信設備は、電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って新設したもので地方税法施行規則附則第６条第54項に規定する電気通信設備に該当することを証明します。

第　　号

年　月　日

（総務大臣記名押印）

長辺　短辺（日本工業規格Ａ列４版）